

島根県報

号外第八五号

平成十五年五月三十日

(金曜日)

目 次

人委規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年島根県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の備考第六項中「船舶職員法施行令」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年五月三十日印刷
平成十五年五月三十日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松江陽印所
松江市学園南町
松江陽印所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)